

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 1月27日

【会社名】 ニュースキン・エンタープライジズ・インク  
(Nu Skin Enterprises, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼秘書役補佐  
(Assistant General Counsel and Assistant Secretary)  
クレイトン・A・ジョーンズ  
(Clayton A. Jones)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国84601 ユタ州プロボ、  
ウエスト・センター・ストリート75  
(75 West Center Street, Provo, Utah 84601, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【提出理由】

本報告書は、2015年12月18日にニュースキン・エンタープライジズ・インク（以下、本書において「当社」という。）が取締役会の報酬委員会において、新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集の開始を決議したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。

## 2【報告内容】

### (イ) 銘柄

新株予約権証券

### (ロ) 発行数

56,800個

### (ハ) 発行価格

0米ドル（0円）

### (ニ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

### (ホ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

#### 1. 株式の種類

クラスA記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）

#### 2. 株式の内容

当社の定款は、当社がクラスA普通株式に加えてクラスB普通株式（額面0.001米ドル）と優先株式（額面0.001米ドル）を発行することができる旨を定めている。

クラスA普通株式1株の株主は、当社の株主の決議に付されるすべての事項につき1議決権を有するのに対し、クラスB普通株式1株の株主は、当該事項につき10議決権を有する。

上記で述べた多議決権を有するクラスB普通株式は、当社の設立時に当初の株主に議決権のコントロールをもち続けることが可能になるように発行された。2003年に、当社の当初の株主からの大幅な株式の買取に関連して、これらの株主は保有する全てのクラスB普通株式をクラスA普通株式に転換することに合意した。その後、当社は発行済社外クラスB普通株式を有していない。

優先株式は、1つ又は複数のシリーズで随時発行することができる。取締役会は、デラウェア州一般会社法に従って採択され、提出された決議によって、優先株式のあるシリーズの発行を定め、当該シリーズに含まれるべき株式数を随時設定することができる。優先株式の各シリーズは、当該優先株式の発行を規定する決議に記載された完全なもしくは制限のある議決権を有することもでき又は無議決権とすることもできる。但し、普通株式の合計の議決権の少なくとも66 2/3%の所有者が当該優先株式の発行を承認しなければ、取締役会は、（ ）通常の状況下での取締役の選任についての議決権、又は（ ）いかなる状況下でも、当会社の取締役の50%以上を選任する権利を有する優先株式を発行することはできない。

当社は、普通株式と議決権又は経済的な権利の異なる優先株式を発行することができ、このことにより、エクイティ・ファイナンスの募集の仕組み及び条件について柔軟性を有する。

なお、本書提出日現在、クラスB普通株式及び優先株式について発行済社外株式はない。

#### 3. 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数56,800株

但し、下記事項による調整がありえる。

当社株式又はその価格に対して影響のある合併、再編、統合、資本再構成、配当又は分配（通常の現金配当を除く。また、現金、株式又はその他の資産を問わない。）、株式分割、株式併合、会社分割若しくは類似の取引又はその他の会社組織の変更があった場合は、当社の報酬委員会が会計及び税効果を考慮して公正又は適切であるとみなしたとおり、本プラン（注）及び本新株予約権に対して当該調整及びその他の代替を行うものとする。この調整には、本プランに基づき付与された発行済み本新株予約権の対象となる有価証券の数、種類、内容及びオプション又は行使価格について報酬委員会が適切であるとみなす調整（報酬委員会が適切であるとみなした場合は、他社株式の購入が可能な類似の新株予約権又は他社株式によるその他の報奨への代替を含む。）が含まれる。ただし、本新株予約権による株式の数は、常に整数となるものとする。

（注）本募集は当社の「ニュースキン・エンタープライジズ・インク修正再表示2010年オムニバス・インセンティブ・プラン」（本書において「本プラン」という。）に基づき、当社の役員1名に対し付与される新株予約権に関する募集である。

本プランは2010年5月26日開催の当社年次株主総会で承認され、その修正及び再表示につき2013年6月3日開催の当社年次株主総会で承認された。本書に基づく本新株予約権の募集は、当社取締役会における報酬委員会の2015年12月18日付決議により採択されたものである。

（ハ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

2,134,544米ドル（262,783,712円）

（全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額である。）

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル＝123.11円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2015年12月1日現在の対顧客電信直物相場の仲値）により換算されている。

2. 行使価額

37.58米ドル（4,626円）

3. 行使価額の調整

上記(ホ)3.但書を参照のこと。

（ト）新株予約権の行使期間

2016年8月15日から2022年12月18日までの間に、受給権の確定により行使可能となる。

（注）本新株予約権は、受給権の確定と同時に行使可能となる。本新株予約権は付与日から7年経過後に失効する。受給権の確定時期については下記「新株予約権の行使の条件」を参照されたい。

（チ）新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権のうち50,000個については、2016年、2017年、2018年及び2019年の9月8日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）、受給権が確定する。

(b) 本新株予約権のうち6,800個については、2016年、2017年、2018年及び2019年の8月15日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）、受給権が確定する。

チェンジ・イン・コントロール事象（本プランにより定義される）の発生前6ヶ月以内及びチェンジ・イン・コントロール事象に関連して、もしくは当該チェンジ・イン・コントロール事象の発生から2年以内に、原因（本プランにより定義される）以外の理由で本プラン参加者との雇用関係が当会社及び/又は当会社の子会社により終了した場合、又は、本プラン参加者が正当な理由（本プランにより定義される）でその雇用関係を終了させた場合、すべての当該新株予約権の受給権の確定の期限は繰り上げられ、本プラン参加者の雇用関係の終了直前に受給権が確定したものとみなされる。

（リ）新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

該当なし（本新株予約権の行使に際しては、新株は発行せず、自己株式を交付する。）

(ヌ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、遺言又は遺産の相続及び分配に関する法律による場合を除き譲渡することができず、また、当該役員の生存中に当該役員によつてのみ行使可能である。

(ル) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の日本在住の役員 1 名への割当て

(ロ) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 条第 2 項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし

(ワ) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容は、勧誘の相手方との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において定める。

以 上